

広島県警察本部告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、広島県証明事務手数料条例（昭和30年広島県条例第25号）及び広島県警察関係手数料条例（平成12年広島県条例第6号）に係る手数料徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年6月28日

広島県警察本部長 森内 彰

委託した者		委託期間
名称	所在地	
公益財団法人広島県交通安全協会	広島市佐伯区石内南三丁目1番1号	令和3年7月1日から 令和5年3月31日まで